

## (お知らせ)

# 南相馬市旧警戒区域内の生活ごみの焼却開始について

平成 25 年 6 月 13 日  
環境省 福島環境再生事務所

このたび、南相馬市の旧警戒区域及び計画的避難区域（原町区の一部および小高区全域）における生活ごみ（住宅等の片づけから生じる家庭ごみ）の一部について、南相馬市の既存の焼却施設（クリーン原町センター）で、焼却処理することとなりましたのでお知らせします。

### 1. クリーン原町センターへの搬入開始日時及び場所

搬入開始日時：平成 25 年 6 月 14 日（金） 10 時 45 分頃  
場 所：福島県南相馬市原町区上北高平字東高松 3 7- 1  
施 設 名：南相馬市役所クリーン原町センター  
搬 出 元：塚原地区廃棄物仮置場

### 2. 焼却の概要

南相馬市の旧警戒区域および計画的避難区域内の生活ごみのうち、腐敗するものなど優先して処理する必要があるものについて、クリーン原町センターに搬入し（約 10 t/日）、一般の家庭ごみ（約 90~100 t/日）と混ぜて焼却します。

日 処 理 量：約 10 t/日

焼 却 期 間：焼却開始より約 1 年間

焼却予定量：約 1, 400 t

モニタリング：

<搬入されるごみの搬出元およびモニタリング>

- 旧警戒区域及び計画的避難区域の仮置場やごみステーションからの搬出時に確認します。

<焼却施設及び施設敷地内のモニタリング>

- 焼却時は、施設内及び周辺地区においてモニタリングを行い、周辺環境へ放射性物質が拡散していないことを確認します。
- 各行政区毎に 1 箇所、モニタリングポストを設置しました。
- 焼却施設にばいじん濃度計を設置し、排ガスを常時監視します。
- ただし、ばいじん濃度計の設置には、最短で 2 カ月程度の期間が必要です。設置時期は、施設の運転を休止する等（1 週間程度）

を考慮し、7月中に設置したいと考えています。

- 焼却灰は飛灰と主灰を分けて管理し、それぞれ放射能濃度を定期的に測定します（焼却開始当初は毎日）。また、放射能濃度が8,000Bq/kgを超過する灰は、コンクリートの箱に詰めて放射線を遮蔽して施設敷地内で安全に保管管理します。

### 3. 今後の具体的対応

現在、南相馬市の旧警戒区域内等の一部の地域において生活ごみ回収を行っておりますが、1世帯当たり数tの大量のごみが発生しております。

処理量が10t/日と限られる中、これら全ての生活ごみを、クリーン原町センターへ搬入することは困難であることから、当分の間、これらは廃棄物仮置場へ片づけごみを搬入し、特に腐敗性のあるものを中心とした可燃ごみを、パッカー車でクリーン原町センターに搬入する予定です。

生活ごみの回収時期については、後ほど各行政区長及び南相馬市と調整の上、各避難先へお知らせする予定です。

<問い合わせ先>

環境省福島環境再生事務所  
放射能汚染廃棄物対策課

直通：024-573-7547

課長補佐：北山 孝信

課長補佐：小島 啓之